

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、その翌日)

◇選管告示

鳥取県議会議員の一般選挙の実施

目

次

鳥取県議会議員の一般選挙における選挙長等の選任

鳥取県議会議員の一般選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県議会議員の一般選挙における立会演説会の開催計画

鳥取県議会議員の一般選挙における各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時等

鳥取県議会議員の一般選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取県議会議員の一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県議会議員の一般選挙における選挙会の場所等

鳥取県議会議員の一般選挙において候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額

鳥取県知事選挙及びこれと同時にを行う鳥取県議会議員の一般選挙における投票及び開票の順序

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員の一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員の一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員選挙倉吉市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員の一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員選挙境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員の一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員の一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員選挙八頭郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員の一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員選挙気高郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員の一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員選挙東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員の一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員選挙西伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員の一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員選挙日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員の一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和五十七年法律第九十四号）第一条第一項の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による一般選挙を昭和五十八年四月十日に行うので、同法第二条第三号の規定により告示する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

| | |
|-----|-----------|
| 選挙区 | 選挙すべき議員の数 |
| 鳥取市 | 九人 |
| 米子市 | 八人 |
| 倉吉市 | 三人 |
| 境港市 | 二人 |
| 岩美郡 | 二人 |
| 八頭郡 | 四人 |

| | |
|-----|----|
| 気高郡 | 二人 |
| 東伯郡 | 五人 |
| 西伯郡 | 三人 |
| 日野郡 | 二人 |

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

| 選挙区 | 選挙長 | | 選挙長の職務代理者 | |
|-----|-------------|------|------------|-------|
| | 住所 | 氏名 | 住所 | 氏名 |
| 鳥取市 | 鳥取市幸町一三九番地 | 富本 勇 | 鳥取市横枕三四五番地 | 小林 正春 |
| 米子市 | 米子市上福原一五七番地 | 鷺見 榛 | 米子市大崎一六四番地 | 角 喜八郎 |
| 倉吉市 | 倉吉市魚町二五三八番地 | 齋木 茂 | 倉吉市広瀬一六七番地 | 石井 重信 |

| | | | | | | |
|----------------|---------------|---------------|------------------|------------|-----------------|--------------|
| 日野郡 | 西伯郡 | 東伯郡 | 気高郡 | 八頭郡 | 岩美郡 | 境港市 |
| 境港市花町八番地 | 米子市立町四丁目一八番地 | 八頭郡那家町那家六〇番地一 | 東伯郡三朝町大字木地山六五五番地 | 鳥取市野寺一四一番地 | 鳥取市立川町五丁目一七二番地四 | 境港市松ヶ枝町三七番地 |
| 面谷 規夫 | 西垣 吉美 | 高橋 好一 | 小椋 般展 | 土師 功 | 岡田 喜雄 | 荒木 信平 |
| 倉吉市新町三丁目二二九五番地 | 米子市西三柳一〇九六番地四 | 倉吉市上井旭五五〇番地五 | 八頭郡那家町大字市場四五五番地二 | 鳥取市上町九三番地 | 鳥取市立川町一丁目一一六番地 | 境港市上道町二二三番地三 |
| 矢田 昭男 | 平井誠四郎 | 中本 茂 | 山崎 誼 | 森岡良太郎 | 山田 恣 | 江戸 勇 |

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

| | | |
|-----|--------------|-------|
| 選挙区 | 場 | 所 |
| 鳥取市 | 鳥取市尚徳町一一六番地 | 鳥取市役所 |
| 米子市 | 米子市加茂町一丁目一番地 | 米子市役所 |

| | | | | | | | |
|---------------|---------------|------------|----------|----------|----------|--------------|-----------|
| 日野郡 | 西伯郡 | 東伯郡 | 気高郡 | 八頭郡 | 岩美郡 | 境港市 | 倉吉市 |
| 米子市糺町一丁目一六〇番地 | 米子市糺町一丁目一六〇番地 | 倉吉市巖城二七九番地 | 鳥取市東町一丁目 | 鳥取市東町一丁目 | 鳥取市東町一丁目 | 境港市上道町一六〇〇番地 | 倉吉市葵町七三番地 |
| 鳥取県西部総合事務所 | 鳥取県西部総合事務所 | 鳥取県中部総合事務所 | 鳥取県庁 | 鳥取県庁 | 鳥取県庁 | 境港市役所 | 倉吉市役所 |

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における立会演説会の開催計画を鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十四年十二月鳥取県条例第三十六号）第三条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 立会演説会の方法
班別編成の方法による。
- 二 立会演説会を開催する予定の日時及び会場

鳥取市選挙区(第一班)

| 月 日 | 日 | 曜日 | 時 | 開始時刻 | 開催市 | 会場 |
|------|---|----|---------|------|-----|--------------|
| 四月三日 | 日 | 曜日 | 午後一時三十分 | | 鳥取市 | 鳥取県立社会教育センター |
| 四月六日 | 水 | 曜日 | 午後七時 | | 鳥取市 | 鳥取市民会館 |

鳥取市選挙区(第二班)

| 月 日 | 日 | 曜日 | 時 | 開始時刻 | 開催市 | 会場 |
|------|---|----|------|------|-----|--------------|
| 四月四日 | 月 | 曜日 | 午後七時 | | 鳥取市 | 鳥取県立社会教育センター |
| 四月七日 | 木 | 曜日 | 午後七時 | | 鳥取市 | 鳥取市民会館 |

米子市選挙区(第一班)

| 月 日 | 日 | 曜日 | 時 | 開始時刻 | 開催市 | 会場 |
|------|---|----|------|------|-----|-----------|
| 四月三日 | 日 | 曜日 | 午後七時 | | 米子市 | 米子市立明道小学校 |
| 四月七日 | 木 | 曜日 | 午後七時 | | 米子市 | 米子市公会堂 |

米子市選挙区(第二班)

| 月 日 | 日 | 曜日 | 時 | 開始時刻 | 開催市 | 会場 |
|------|---|----|------|------|-----|-----------|
| 四月六日 | 水 | 曜日 | 午後七時 | | 米子市 | 米子市公会堂 |
| 四月八日 | 金 | 曜日 | 午後七時 | | 米子市 | 米子市立明道小学校 |

倉吉市選挙区

| 月 日 | 日 | 曜日 | 時 | 開始時刻 | 開催市 | 会場 |
|------|---|----|------|------|-----|--------------|
| 四月二日 | 土 | 曜日 | 午後七時 | | 倉吉市 | 倉吉福祉会館 |
| 四月五日 | 火 | 曜日 | 午後七時 | | 倉吉市 | 鳥取県立倉吉体育文化会館 |

境港市選挙区

| 月 日 | 日 | 曜日 | 時 | 開始時刻 | 開催市 | 会場 |
|------|---|----|------|------|-----|-----------|
| 四月二日 | 土 | 曜日 | 午後七時 | | 境港市 | 境港市民会館 |
| 四月五日 | 火 | 曜日 | 午後七時 | | 境港市 | 境港市立余子小学校 |

岩美郡選挙区

| 月 日 | 日 | 曜日 | 時 | 開始時刻 | 開催町 | 会場 |
|------|---|----|------|------|-----|-------------|
| 四月二日 | 土 | 曜日 | 午後七時 | | 岩美町 | 岩美町中央公民館 |
| 四月四日 | 月 | 曜日 | 午後七時 | | 国府町 | 国府町老人福祉センター |

八頭郡選挙区

| 月 日 | 日 | 曜日 | 時 | 開始時刻 | 開催町 | 会場 |
|------|---|----|---------|------|-----|-----------|
| 四月三日 | 日 | 曜日 | 午後一時三十分 | | 郡家町 | 郡家町中央公民館 |
| 四月五日 | 火 | 曜日 | 午後七時 | | 智頭町 | 智頭町総合センター |

気高郡選挙区

| 月 日 | 日 | 時 | 開催町 | 会 場 |
|------|---|------|-----|----------|
| 四月三日 | 日 | 午後七時 | 気高町 | 気高町町民体育館 |
| 四月五日 | 火 | 午後七時 | 青谷町 | 青谷町中央公民館 |

東伯郡選挙区

| 月 日 | 日 | 時 | 開催町 | 会 場 |
|------|---|------|-----|--------------|
| 四月二日 | 土 | 午後七時 | 大栄町 | 大栄町農村環境改善センタ |
| 四月五日 | 火 | 午後七時 | 三朝町 | 三朝町山村開発センター |

西伯郡選挙区

| 月 日 | 日 | 時 | 開催町 | 会 場 |
|------|---|------|-----|----------|
| 四月二日 | 土 | 午後七時 | 名和町 | 名和町公民館 |
| 四月五日 | 火 | 午後七時 | 岸本町 | 岸本町中央公民館 |

日野郡選挙区

| 月 日 | 日 | 時 | 開催町 | 会 場 |
|------|---|------|-----|-------------|
| 四月二日 | 土 | 午後七時 | 江府町 | 江府町山村開発センター |
| 四月五日 | 火 | 午後七時 | 日南町 | 日南町中央公民館 |

三 一の班に所属することのできる候補者の数及び一回の立会演説会において演説することのできる時間

候補者の数 八人以内

演説の時間 一の班に属する候補者が、三人以内のときは一人につき

三十分以内、四人以上六人以内のときは一人につき二十
五分以内、七人以上のときは一人につき二十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における立会演説会において、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第五条第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程（昭和四十二年三月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）第六条の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

| 選挙区 | 日 | 時 | 場 所 |
|-----|-------------|--------|-----------------------|
| 鳥取市 | 昭和五十八年三月三十日 | 午後五時十分 | 鳥取市尚徳町一六番地 鳥取市役所 |
| 米子市 | 昭和五十八年三月三十日 | 午後五時十分 | 米子市加茂町一丁目一番地 米子市役所 |

| | | |
|-----|-----------------------|-----------------------------|
| 倉吉市 | 昭和五十八年三月三十日 午後五時十分 | 倉吉市葵町七二三番地 倉吉市役所 |
| 境港市 | 昭和五十八年三月三十日 午後五時十分 | 境港市上道町一六〇〇番地 境港市役所 |
| 岩美郡 | 昭和五十八年三月三十日 午後五時十分 | 鳥取市東町二丁目二二〇番地 鳥取県庁 |
| 八頭郡 | 昭和五十八年三月三十日 午後五時十分 | 鳥取市東町二丁目二二〇番地 鳥取県庁 |
| 気高郡 | 昭和五十八年三月三十日 午後五時十分 | 鳥取市東町二丁目二二〇番地 鳥取県庁 |
| 東伯郡 | 昭和五十八年三月三十日 午後五時十分 | 倉吉市巖城二七九番地 鳥取県中部総合事務所 |
| 西伯郡 | 昭和五十八年三月三十日 午後五時十分 | 米子市桃町一丁目一六〇番地 鳥取県西部総合事務所 |
| 日野郡 | 昭和五十八年三月三十日 午後五時十分 | 米子市桃町一丁目一六〇番地 鳥取県西部総合事務所 |

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十五条第二項の規定により、次のとおり定める。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

裏
折目

| | |
|------------------|--|
| 氏名 候補者 候補者 | 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 〇注意 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 |
|------------------|--|

表
折目

| | |
|-------------------------|--|
| 昭和五十八年執行 鳥取県議会議員選挙投票 | |
| 鳥取県 選挙管理 委員会印 | |

備
考

- 1 用紙は黄色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

裏

表

| | |
|-------------------------|--|
| 昭和五十八年執行 鳥取県議会議員選挙投票 | |
| 鳥取県 選挙管理 委員会印 | |

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

| 選挙区 | 場 所 | 日 | 時 |
|-----|-----------------------|-------------|------|
| 鳥取市 | 鳥取市尚徳町一六番地 鳥取市役所 | 昭和五十八年四月十三日 | 午後一時 |
| 米子市 | 米子市加茂町一丁目一番地 米子市役所 | 昭和五十八年四月十三日 | 午後一時 |
| 倉吉市 | 倉吉市美町七二二番地 倉吉市役所 | 昭和五十八年四月十三日 | 午後一時 |

境港市 境港市上道町一六〇〇番地
境港市役所

昭和五十八年四月十三日
午後一時

岩美郡 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県庁

昭和五十八年四月十三日
午後一時

八頭郡 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県庁

昭和五十八年四月十三日
午後一時三十分

気高郡 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県庁

昭和五十八年四月十三日
午後二時

東伯郡 倉吉市巖城二七九番地
鳥取県中部総合事務所

昭和五十八年四月十三日
午後一時

西伯郡 米子市純町一丁目一六〇番地
鳥取県西部総合事務所

昭和五十八年四月十三日
午後一時

日野郡 米子市純町一丁目一六〇番地
鳥取県西部総合事務所

昭和五十八年四月十三日
午後一時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に關して支出することができる金額は、次のとおりであるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

| 選挙区 | 候補者一人につき支出することができる金額 |
|-----|----------------------|
| 鳥取市 | 二、五〇〇、一〇〇円 |

| | |
|-----|------------|
| 米子市 | 二、五五七、八〇〇円 |
| 倉吉市 | 二、五九八、五〇〇円 |
| 境港市 | 二、六四一、五〇〇円 |
| 岩美郡 | 二、四九六、二〇〇円 |
| 八頭郡 | 二、五二五、九〇〇円 |
| 気高郡 | 二、四三三、二〇〇円 |
| 東伯郡 | 二、五〇七、五〇〇円 |
| 西伯郡 | 二、六三五、七〇〇円 |
| 日野郡 | 二、五〇一、四〇〇円 |

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県知事選挙及びこれと同時に進行する鳥取県議会議員の一般選において、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十二条の規定により、次のとおり定める。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 投票の順序

- (一) 鳥取県知事選挙の投票
 - (二) 鳥取県議会議員の一般選挙の投票
- 二 開票の順序
- (一) 鳥取県知事選挙の開票
 - (二) 鳥取県議会議員の一般選挙の開票

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和五十八年三月二十八日現在における鳥取県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 八、九三八
 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四八、九五六
 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三一、二五六

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三〇、九八四
 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、四六八
 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 八、九〇九
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八九一
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、六〇八
 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇一六
 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、六二一
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、二四四
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九六三

鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区選挙長告示第一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区選挙長 富本 勇

一 場所 鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所
 二 日時 昭和五十八年四月七日 午後五時十分

鳥取県議会議員選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙米子市選挙区選挙長告示第一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県議会議員選挙米子市選挙区選挙長 鷲見 榛

一 場所 米子市加茂町一丁目一番地 米子市役所
 二 日時 昭和五十八年四月七日 午後五時十分

鳥取県議会議員選挙倉吉市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙倉吉市選挙区選挙長告示第一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県議会議員選挙倉吉市選挙区選挙長 齋 木 茂

- 一 場所 倉吉市葵町七二二番地 倉吉市役所
- 二 日時 昭和五十八年四月七日 午後五時十分

鳥取県議会議員選挙境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙境港市選挙区選挙長告示第一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用す

る同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県議会議員選挙境港市選挙区選挙長 荒 木 信 平

- 一 場所 境港市上道町一六〇〇番地 境港市役所
- 二 日時 昭和五十八年四月七日 午後五時十分

鳥取県議会議員選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙岩美郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県議会議員選挙岩美郡選挙区選挙長 岡 田 喜 雄

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
- 二 日時 昭和五十八年四月七日 午後五時十分

鳥取県議会議員選挙八頭郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙八頭郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県議会議員選挙八頭郡選挙区選挙長 土 師 功

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
- 二 日時 昭和五十八年四月七日 午後五時十分

鳥取県議会議員選挙気高郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙気高郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同

一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県議会議員選挙気高郡選挙区選挙長 小 椋 般 展

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
- 二 日時 昭和五十八年四月七日 午後五時十分

鳥取県議会議員選挙東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙東伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県議会議員選挙東伯郡選挙区選挙長 高 橋 好 一

- 一 場所 倉吉市巖城二七九番地 鳥取県中部総合事務所
- 二 日時 昭和五十八年四月七日 午後五時十分

鳥取県議会議員選挙西伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙西伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県議会議員選挙西伯郡選挙区選挙長 西 垣 吉 美

- 一 場所 米子市桃町一丁目一六〇番地 鳥取県西部総合事務所
- 二 日時 昭和五十八年四月七日 午後五時十分

鳥取県議会議員選挙日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙日野郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県議会議員選挙日野郡選挙区選挙長 面 谷 規 夫

- 一 場所 米子市桃町一丁目一六〇番地 鳥取県西部総合事務所
- 二 日時 昭和五十八年四月七日 午後五時十分